

ウェルビーイング共創事業の支援業務に係る公募型プロポーザル実施要領

この要領は、河内長野市(以下、「本市」という。)が、ウェルビーイング共創事業の支援業務の委託事業者を、公募型プロポーザル方式(以下、「本プロポーザル」という。)により選定するため、必要な事項を定める。

応募提案をしようとする者は、本要領及び「ウェルビーイング共創事業の支援業務仕様書」(以下、「仕様書」という。)を熟読の上、本要領に定める提案書を作成するものとする。

なお、本プロポーザルにおいては、2者の法人が共同して提案(以下、「共同提案」という。)することを認める。共同提案を行う場合は、共同提案を行う法人のうち1者を代表法人とし、代表法人が本市との連絡窓口となるものとする。

1. 目的

本市は、令和8年度を始期とする第6次総合計画の基本構想に、人やふだんの暮らし、自己実現に焦点をあてたウェルビーイングの考え方を反映しており、身体的、精神的、社会的に加え、「自分らしく生きていると感じていること」を表す、自己存在的を含めた4つの分野でのウェルビーイングの推進をめざしている。

本業務は、市民がふだんの暮らしの中で、お互いの存在の尊重等を感じた経験談を収集、分析することで、人とのつながりやコミュニティにおける関係性を可視化、言語化し、市民の理解を深めること、またこの取り組みを周知・啓発することにより、市民全体の社会的・自己存在的なウェルビーイングの向上をめざす。

なお、本業務は2か年事業とし、2年目は市民自身による実践の段階に展開することで、本市がめざす「自分らしく暮らすことができている」と感じられるまちづくりや、市の施策の土台づくりに資するものである。

【参考】河内長野市第6次総合計画 基本計画(河内長野市ホームページ)

<https://www.city.kawachinagano.lg.jp/uploaded/attachment/46142.pdf>

河内長野市がめざすウェルビーイング(広報かわちながの 3月号特集) 別紙1

2. 業務概要

(1)業務の名称

ウェルビーイング共創事業の支援業務(以下、「本業務」という。)

(2)業務内容

「ウェルビーイング共創事業の支援業務仕様書」のとおり。ただし、契約時における仕様書は、受託候補者として選定された事業者との協議に応じて、一部変更する場合がある。

(3) 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日(水)まで

(4) 委託料上限額

2,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む。)

なお、この金額は、契約時の予定価格を示すものではなく、提案にあたっては上記金額を超えないことに留意すること。限度額を超えた提案は無効とする。消費税額は 10%で算出すること。

3. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、以下に掲げる要件を全て満たす者とする。

①本市の入札等に係る有資格者名簿に登録されている者

なお、実施要領の公表時点において登録のない者は、市に次のアからウの書類を提出し、確認を受けることにより参加できるものとする。

ア 商業登記簿全部事項証明書・現在事項証明書・履歴事項証明書のいずれかの写し

イ 最新の事業年度の納税証明書(「法人税」及び「消費税及地方消費税」)の写し

ウ 直近の事業年度の「法人都道府県民税」及び「法人市町村民税」(東京都23区の場合は法
人
都
民
税)の納税証明書の写し

※ ウについては、プロポーザルの参加申込を支店等で行う場合は、本店分と当該支店分の
両方が必要となる。

②地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

③公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、本市からの指名停止の措置を受けていないこと。

④公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

⑤租税を滞納していないこと。

- ⑥暴力団員による不当な行為等の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者ではないこと。
- ⑦政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- ⑧過去5年以内に、市民参加型ワークショップの企画・運営に関する業務実績を有すること。
- ⑨過去5年以内に、まちづくり・地域福祉・市民協働・ウェルビーイング等に関連する調査・計画・事業支援に関する業務実績を有すること。
- ⑩共同提案を行う場合は、構成する全ての法人が上記①～⑦の要件を満たすこと。ただし、①の有資格者名簿への登録については、代表法人が登録されていれば足りるものとし、その他の構成法人については、①のアからウの要件を満たすことをもって代えることができる。
なお、上記⑧、⑨については、構成する法人の少なくとも1者が要件を満たすこと。
- ⑪共同提案の構成法人は、本プロポーザルにおいて他の提案(単独提案及び他の共同提案を含む。)に参加することはできない。

4. 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは、次のとおりとする。

実施要領の交付	令和8年5月27日(水)
対面による質問受付申込み	令和8年6月2日(火)正午まで
対面による質問の受付 及び回答	令和8年6月3日(水) 午前10時～正午
対面による質問に対する 回答内容の公表	令和8年6月5日(金)予定
質問書の受付	令和8年6月9日(火)正午まで
質問書に対する回答	令和8年6月12日(金)予定
参加申込書の受付	令和8年6月17日(水)午後5時30分まで
参加資格の審査結果通知 及び企画提案書提出要請	令和8年6月19日(金)までに通知する。
企画提案書の受付	企画提案書提出要請日から6月30日(火)午後5時30分まで
ヒアリング(概要説明含む)	令和8年7月9日(木)午前または午後 <時間等は7月7日(火)までに連絡> ※一次書類審査を行う場合、審査結果に基づき、ヒアリングの参加の可否について連絡を行う。

候補者選定日	令和 8 年7月中旬
業務委託に係る協議	
業務委託に係る契約	令和 8 年7月中旬～下旬
業務委託に係る運用開始	

5. 質問及び回答

(1)対面による質問受付

本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、対面により質問を受け付ける。質問に対する回答は、口頭によりその場で行う。

なお、参加は任意とし、参加の有無は審査に影響しない。希望する場合は参加申込み期限までに連絡すること。

①実施日時及び場所

令和 8 年6月3日(水) 午前 10 時～正午 市役所 8 階 801 西会議室

②参加申込み期限

令和8年6月2日(火)正午 電話または電子メールにて、参加意思及び出席人数を連絡すること。

③連絡先

「11 問合せ及び書類提出先」に同じ。

④質問及び回答の取扱い

質問及び回答内容を、令和 8 年6月 5 日(金)午後 5 時30分までに、本市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合、又は簡易な質問の場合は掲載しない。

なお、掲載した回答書は、本実施要領及び仕様書の補足資料として同等に取り扱う。

(2)質問書による質問

①提出方法

上記(1)の④を踏まえて、なお本実施要領及び仕様書に関して不明な点がある場合は、質問書(様式第 1 号)に質問事項を箇条書きで記載し、電子メールにより、件名を「ウェルビーイング 共創事業の支援業務に関する質問」として提出すること。なお、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

②提出期限

令和 8 年6月 9 日(火)正午【必着】(電話や窓口での質問は受け付けない。)

③提出先

「11 問合せ及び書類提出先」に同じ。

④質問に関する回答

質問に関する回答は、令和 8 年6月12日(金)午後 5 時30分までに、本市ホームページに掲載する。なお、質問がない場合、又は簡易な質問の場合は掲載しない。

なお、掲載した回答書は、上記(1)の④と同様に、本実施要領及び仕様書の補足資料として同等に取り扱う。

6. 参加申込書等の提出

参加資格の要件を満たし、本プロポーザルに参加する場合は、郵送(一般書留または簡易書留郵便に限る)又は電子メールにより、以下の書類を提出すること。

なお、電子メールにより提出する場合は、件名を「ウェルビーイング共創事業の支援業務に係るプロポーザル参加申込」として、受信確認のため、送信した際は、電話でその旨を連絡すること。

(1)提出書類

① 参加申込書(様式第 2 号)

参加資格要件を確認の上、必要事項を記入すること。なお、共同提案の場合は代表法人が提出すること。

② 会社概要書(様式第 3 号)

③ 暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書(様式第 4 号)

④ 類似業務の実績報告(様式第 5 号)

過去 5 年に他の自治体や民間企業から受注した、仕様書にある業務内容に類似する業務(市民参加型ワークショップ、まちづくり、居場所づくり、ウェルビーイング、市民協働等に関する業務)の実績を記載すること。

なお、共同提案の場合は、構成法人全ての実績を記載することができるが、どの法人が受注したものが分かるように記載すること。

⑤ 共同提案を行う場合は、上記に加え、以下の書類を提出すること。

(ア)共同提案に関する協定書又は覚書の写し(代表法人の選定、構成法人の役割分担、連帯責任の範囲等を明記したもの)

(イ)構成法人全ての会社概要書(様式第 3 号)

(ウ)構成法人全ての暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書(様式第 4 号)

⑥ 有資格者名簿に登録されていない者が参加する場合は、「3. 参加資格」の①のア～ウに記載する書類

(2)提出期限

令和 8 年6月17 日(水)午後 5 時30分【必着】

(3)提出先

「11 問合せ及び書類提出先」に同じ。

7. 企画提案書の提出

参加申込書等を提出した者は、持参又は郵送(一般書留または簡易書留郵便に限る)により、以下の書類を各9部(正本1部、副本8部)提出すること。

なお、「③ 実施体制図(任意様式)」をはじめ、すべての副本は、企業名や団体名を特定できないようマスキング処理すること。

(1)提出書類

① 企画提案書(任意様式)

- 用紙サイズは A4 とし、縦横は任意とする。ただし、全ページで統一すること。
- 文字サイズは、10 ポイント以上で作成し、ページ番号を記入すること。
- 両面印刷で 20 ページ以内(表紙はページ数に含めない)とすること。なお、イメージ図などで A3 版を挿入する際は 2 ページとみなす。
- 提案内容は、すべて事業者自ら実現できる範囲内のものとし、できるだけ具体的に記載すること。
- 仕様書に定める「企画提案書に含める事項」(「4. 業務内容」の各項目に記載)を漏れなく掲載すること。
- 企画提案書は、別紙 2「審査基準」の No.1～6 の順に提案内容を記載し、審査基準に対する提案箇所を明確にすること。

② 見積書(任意様式)

- 見積書は、仕様書の「4. 業務内容」に示す業務毎に作業項目を設けること。
- 作業項目ごとの具体的な積算内訳を記載すること。また、見積金額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。

③ 実施体制図(任意様式)

当業務を実施する体制について、その役割や再委託先がある場合は、その企業もしくは団体名と役割を図に示すこと。ただし、役職や氏名までは求めない。

共同提案の場合は、構成法人ごとの役割分担及び責任の範囲を明記すること。

(2)提出期限

令和 8 年6月 30 日(火)午後 5 時 30 分【必着】

(3)提出先

「11. 問合せ及び書類提出先」に同じ。

(4)参加及び提案の無効

- 企画提案に参加する資格がない者が提案したとき。
- 事実に反する申請や提案があったとき。
- 期限内に企画提案書等の必要書類が提出できなかったとき。
- その他、市が指示した事項に違反したとき、又は履行しなかったとき。

8. 選定方法

(1)審査会

優先交渉権者の選定は、ウェルビーイング共創事業プロポーザル審査委員会(以下、「審査委員会」という。)が行う。

(2)選定方法

審査委員会は、企画提案書提出者を対象に企画提案書及びヒアリングに基づき、「別紙 2 審査基準」のとおり採点を行い、最低評価点(60点)を上回る者の中から評価点の高いものから順に、最優秀提案者 1 者、次点提案者 1 者を選定する。

なお、最低評価点を上回る場合であっても、「別紙 2 審査基準」の「2. 参加内容の質」、「3. 市民参画の工夫」、及び「4. 実施体制・実現性」の各項目について、本市が想定する標準的な評価に満たない場合は、選定対象としない。

なお、同点の場合は、別紙 2 の評価項目 No.2「企画内容の質」の得点の高いものを最優秀提案者とする。ただし企画提案書提出者が 1 者の場合は最優秀提案者 1 者のみの選定となる。

(3)一次書類審査について

応募者多数の場合は、審査会において企画提案書に基づき、「別紙 2 審査基準」により一次書類審査を実施し、ヒアリング対象事業者を選定する。

(4)ヒアリングについて

審査委員会は、事前に提出された企画提案書に基づき、下記のとおりヒアリングを実施する。

項目	留意事項
実施日時	令和 8 年7月9日(木)午前または午後を予定。 ヒアリングの時間帯・場所は7月3日(金)までに連絡する。

時 間	1 者につき 50 分以内(準備含む)
内 容	提出した企画提案書の概要説明(20 分以内) 企画提案書に対する質疑応答(約 20 分)
出席者	3名以内
出席者の条件	概要説明を行う者のうち 1 人は、受注後に本業務の業務責任者となる予定の者を必ず含むこと。(業務責任者となる予定の者が全てを説明しても構わない。)
使用機器等	提出された企画提案書に基づき説明すること。 ・説明にスライド、パワーポイント等を使用する場合は事前に報告すること ・使用するパソコン、プロジェクター等の機器は各参加者で用意し、当日持参すること。(投影するスクリーンは本市で用意する。)
辞退する場合	ヒアリングの実施までに参加者の都合により辞退する場合には、書面により(任意様式)記名押印の上、事務局へ持参又は郵送(一般書留または簡易書留郵便に限る)にて提出すること。

(5)審査結果の通知

選考結果は採否に関わらず、令和 8 年7月中旬(予定)に文書で通知する。

なお、審査結果は、優先交渉事業者の企業名及び採点結果、次点者の採点結果を本市ホームページに掲載する。

9. 契約

受託候補者(優先交渉権者)と協議を行い、協議が整った時点で地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に定める随意契約を締結する。優先交渉権者との協議が整わない場合、本市は次点者と協議を行うことがある。

なお、協議の際に提出された企画提案書の内容の一部を変更する場合がある。

また、共同提案の場合は、代表法人と契約を締結する。構成法人間の責任分担については、共同提案に関する協定書又は覚書に基づくものとし、代表法人は本業務の履行について一切の責任を負うものとする。

10. その他

- ①企画提案に要する経費及び提出に係る費用は、全て提案者の負担とする。
- ②提出された書類等は返却しない。

- ③提出された企画提案書等は、受託候補者選定の審査以外に無断使用することはない。なお、情報公開請求があった場合には河内長野市情報公開条例に基づき対応する。
- ④提出書類に虚偽の記載があった場合には、提出書類を無効とする。
- ⑤企画提案者等の著作権は、原則として当該提案者に帰属する。ただし、採用した企画提案書等の著作権は、市に帰属する。
- ⑥郵送及び電子メール等の通信事故については、市はいかなる責任も負わない。
- ⑦審査結果等について異議申し立ては一切受け付けない。

11. 問合せ及び書類提出先

河内長野市 こどもの未来とウェルビーイング推進局 ウェルネス推進課(担当:西川、今西、内倉)
〒586-8501 大阪府河内長野市原町一丁目1番1号
電話:0721-53-1111(389, 395, 396)
E-Mail:wellness@city.kawachinagano.lg.jp